平成２８年（フ）第１０４号
石川県白山市青葉台１丁目２番地
債務者　釣谷　　毅
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２号
石川県加賀市山代温泉39の６番地
債務者　喜多　尚子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２０号
長野県下伊那郡阿智村春日587番地２
債務者　坂本　　浩
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２１号
長野県飯田市今宮町２丁目112番地７（県営住宅10号）
債務者　井上八百人
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第７１号
滋賀県東近江市佐野町795番地６　福井ハイツ201号室
債務者　基　　建吉
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１６号
兵庫県豊岡市日高町森山215番地、前住所兵庫県豊岡市出石町谷山761番地の７
債務者　山下　澄友
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
鳥取県鳥取市国府町新町１丁目101番地８コーポ新町201号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町国中583番地２、(従前の住所）鳥取県鳥取市桂木183番地17
債務者　中山百合子（旧姓瀬尾）
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０５号
愛媛県松山市東野１丁目８番41号　第一成田マンション201号
債務者　市川　芳正
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９号
福岡県飯塚市堀池137番地１　深町アパート２号室
債務者　山本敬順こと　元　　敬順
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第４４号
福岡県飯塚市吉北4214番地１　市営吉北住宅27棟274号
債務者　山下　　実
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１１８号
大分県別府市大字別府3337番地　山の手ビル105号
債務者　金當小百合
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１０号
宮崎市恒久１丁目４番地17　ドリームコーポ203号
債務者　松下　　諭
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１４号
宮崎市吉村町大田ケ島甲402番地７　レジデンスリバーストーン302号
債務者　上城佐人子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４５号
福島県郡山市神明町６番４号　三慶第二マンション16号
債務者　齋藤キイ子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
兵庫県明石市二見町福里89番地　メゾンピースフル103号
債務者　山渕美江子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
神戸市西区王塚台７丁目27番地　第１辻竹マンション102号
債務者　佐薙　　正
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
佐賀県唐津市菜畑3221番地31
債務者　宮嵜　大輔
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部